

春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型住民主体サービス補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、高齢者等が地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、春日井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条第1号ア(エ)に規定する住民主体のサービス（以下「訪問型サービス」という。）として地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局通知別紙）に規定する訪問型サービスB又はDを実施する団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を申請することができる者（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体であって、1年以上の活動実績を有するものとする。ただし、活動実績が1年未満の団体であっても、活動の実施体制が整備されていると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市に届を出している区、町内会及び自治会
- (2) 春日井市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会
- (3) 実施要綱第3条第1号イ(エ)に規定する住民主体のサービスを実施する団体
- (4) 春日井市市民活動支援センター条例施行規則（平成19年規則第17号）に基づき登録団体の認定を受けた団体
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第4条第2項に規定する住民主体のサービスの対象者（以下「利用者」という。）に対し、その求めに応じて行う事業で、地域住民の助け合いにより行う次の各号に定める

ものとする。この場合において、第3号及び第4号に掲げる事業の実施に当たっては、道路運送法（昭和26年法律第183号）及び平成30年3月30日国土交通省通達等の関連通知「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」の範囲内においてのみ運用できるものとする。

(1) 生活支援単独型事業 身体介護が不要で、精神的にも専門職の支援を必要としない人に対して、地域住民の助け合いにより、掃除、洗濯、買い物、調理等の日常生活の援助を行う事業

(2) ちょっとお助け型事業 春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る通所型住民主体サービス補助金交付要綱（平成28年4月15日施行。以下「通所型交付要綱」という。）別表第1に規定する通所型サービスを実施している補助対象団体が、その利用者を主な対象者として、ゴミ出し、電球交換等の軽易な日常生活の困りごとの援助を行う事業

(3) 送迎支援単独型事業 買い物、通院時等の外出に係る送迎前後の付き添い支援又は通所型交付要綱別表第1に規定する通所型サービス（申請者が実施するものを除く。）の送迎を行う事業

(4) 訪問支援総合型事業 掃除、洗濯、調理等の日常生活代行支援及び買い物、通院時等の外出に係る送迎前後の付添い支援又は通所型交付要綱別表第1に規定する通所型サービス（申請者が実施するものを除く。）の送迎を行う事業

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

(1) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(2) 営利事業又はこれに類似するもの

（補助の種類）

第4条 補助事業に係る補助は、次の各号に定めるものとする。

(1) 運営体制補助 事業の運営体制を整備又は維持する経費を補助するもの

(2) 支援員補助 利用者を援助する者への謝礼を補助するもの

(3) 立ち上げ支援補助 事業の立ち上げに係る経費を補助するもの

（補助対象経費）

第5条 運営体制補助の対象となる経費は、補助事業の運営に係る経費で、別表に定めるもののうち、市長が必要と認めるものとする。

- 2 支援員補助の対象となる経費は、補助事業の実施に係る支援者への謝礼のうち、市長が必要と認めるものとする。
- 3 立ち上げ支援補助の対象となる経費は、補助事業の立ち上げに係る経費で、別表に定めるもののうち、市長が必要と認めるものであって、交付決定の日から1年の間に発生するものとする。

(補助金の額)

第6条 運営体制補助の補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、1年度につき50,000円(第3条第1項第3号及び第4号に定める事業にあっては、150,000円)を限度とする。

- 2 支援員補助の補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、次の各号に掲げる補助事業の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 送迎支援単独型事業 利用者1人につき乗車前又は降車後の屋内外における付添い支援1回当たり250円かつ1回の外出につき1,000円

(2) 訪問支援総合型事業 利用者1人につき1回当たり1,000円

- 3 前項に定める補助金は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条の2第16項に規定する介護予防支援又は同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業の提供を受けた者及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の62の4第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者であって法第8条第1項第24号に規定する居宅介護支援の提供を受けた者に対しサービスを実施した場合のみ交付する。

- 4 立ち上げ支援補助の補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、交付決定の日から1年以内に、100,000円を限度として複数回に分けて申請できるものとする。

- 5 同一年度に市又は春日井市社会福祉協議会から他の類似の補助金の交付を受けている場合であって、他の類似の補助金の交付額が、第1項の補助金の額の限度を超えないときは、同項の補助金の額から当該交付額を差し引いた額の範囲内で、補助の対象とすることができる。

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、次のとおりとする。

- (1) 初めて補助金の交付の申請をしようとする場合 事業を開始しようとする

日の14日前

- (2) 立ち上げ支援補助の補助金の交付を既に受けた補助事業について、当該補助金に係る2回目以降の申請をする場合 当該事業の最初の交付決定の日から1年を経過する日
- (3) 補助金の交付を既に受けた補助事業について、当該補助金に係る2年度目以降の申請をする場合 当該年度の5月31日
- (4) 立ち上げ支援補助の補助金の交付を受けた補助対象団体が初めて当該事業の運営体制補助の補助金の交付を申請する場合 補助の対象となる期間の初日が属する年度の3月31日

(申請の取下げができる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げができる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了した日から30日を経過する日又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書

(補助金の交付方法)

第10条 運営体制補助の補助金は、規則第4条の交付決定をした後、補助対象団体の請求に基づき、当該交付決定額の全額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき額を確定した後に精算するものとする。

- 2 支援員補助の補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助対象団体の請求により交付する。ただし、補助事業の実施状況の報告があったときは、当該交付決定額のうち市長が適当と認めた額を交付することができる。
- 3 立ち上げ支援補助の補助金は、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に補助対象団体の請求により交付する。

(検査等)

第11条 市長は、補助対象団体に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要

があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、補助金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(調査の協力)

第12条 補助対象団体は、補助事業の運営体制、実施方法等に関する調査に協力するものとする。

(安全対策等)

第13条 補助対象団体(第3条第1項第1号及び第2号に定める事業を行うものを除く。)は、国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習その他交通安全に関する講習会を受講する等資質の向上に努めるものとする。

2 前項に定める補助対象団体は、事故時に備え、損害賠償保険等に参加しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱の一部を改正する要綱(令和5年4月1日施行)による改正前の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る住民主体サービス補助金交付要綱(平成28年4月15日施行。以下「旧住民主体要綱」という。)別表第1に定める訪問型サービスとして実施された事業は、令和5年4月1日以後は、第3条第1項第1号に定める生活支援単独型事業とみなす。

3 この要綱の施行の際、現に旧住民主体要綱別表第1に定める訪問型サービスのちよっとお助け型として実施された事業は、令和5年4月1日以後は、第3条第1項第2号に定めるちよっとお助け型事業とみなす。

- 4 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型サービスD等モデル事業補助金交付要綱第3条第1項第2号に定める生活支援一体型事業として実施された事業は、令和5年4月1日以後は、第3条第1項第4号に定める訪問支援総合型事業とみなす。
- 5 改正後の春日井市介護予防・日常生活支援総合事業に係る訪問型住民主体サービス補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の決定に係る補助金について適用し、同日前の決定に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

対象経費	内容
報償費	ボランティア謝礼、講師謝礼等
旅費	外出付き添い時の運賃（支援者分）
需用費	消耗品費、燃料費（申請者以外の者が実施する通所型サービスの送迎のみ）、印刷製本費、修繕料、光熱水費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費等
委託料	福祉有償運送運転者講習実施委託料等
使用料及び賃借料	土地・建物借上料、車両借上・リース料、機器借上・リース料等、ソフトウェア使用料、通行料等
工事請負費	団体が使用権原を有する物件の施工に限る。
備品購入費	